

令和元年12月13日

第6回南知多町議会定例会会議録

1 議事日程

12月13日（最終日）

- 日程第1 議案第59号 南知多町漁港管理条例及び南知多町内海港港湾管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第60号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第61号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第62号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第63号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第64号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第65号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第66号 令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第67号 令和元年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 請願第5号 「愛知県に国民健康保険への県補助金廃止を撤回し、復活を求める意見書」の採択を求める請願
- 日程第11 発議第68号 交通死亡事故の根絶についての決議書
- 日程第12 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	中 川 昌 一
総 務 部 長	田 中 嘉 久	総 務 課 長	内 田 純 慈
防 災 安 全 課 長	滝 本 功	税 務 課 長	神 谷 和 伸
企 画 部 長	鈴 木 茂 夫	企 画 課 長	高 田 順 平
地 域 振 興 課 長	滝 本 恭 史	検 査 財 政 課 長	山 下 忠 仁
建 設 経 済 部 長	大 岩 幹 治	建 設 課 長	山 本 剛
産 業 振 興 課 長	鈴 木 淳 二	水 道 課 長	坂 本 有 二
厚 生 部 長	田 中 吉 郎	住 民 課 長	宮 地 利 佳
福 祉 課 長	相 川 和 英	環 境 課 長	富 田 和 彦
保 健 介 護 課 長	田 中 直 之	教 育 長	高 橋 篤
教 育 部 長	山 下 雅 弘	学 校 教 育 課 長	石 黒 俊 光
社 会 教 育 課 長	森 崇 史	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 本 剛 資
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	山 本 有 里		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	大 久 保 美 保	係 長	磯 部 貴 宏
-------------	-----------	-----	---------

[開議 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

去る12月3日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただき、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

ここで、議事に先立ちまして、12月4日の会議における内田保議員の発言について、会議規則第64条の規定によって、お手元に配りました発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、内田保議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

日程第1 議案第59号 南知多町漁港管理条例及び南知多町内海港港湾管理条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第1、議案第59号 南知多町漁港管理条例及び南知多町内海港港湾管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第59号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る10日に開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、漁港施設使用料と港湾施設使用料の料金改定における年間の影響額はそれぞれ幾らか。答弁としまして、漁港施設使用料については、大井漁港、日間賀漁港、山海漁港、豊丘漁港の合計で2万6,638円です。港湾施設使用料については、内海港1港のみで888円です。

次の質疑としまして、漁港管理条例は、泊地使用料として漁船のみを規定しているが、内海港港湾管理条例では、その他の船舶も規定している。この違いは何か。答弁としまして、漁港管理条例では、主に漁船の利用を想定していますが、内海港港湾管理条例では、漁船に加えて給油船等の作業船の利用を想定しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第59号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第60号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第61号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する

条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第62号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第2、議案第60号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第61号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第62号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての3件は、関連がありますので、一括議題といたします。

以上3件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第60号、第61号、第62号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、それぞれ影響額の総額は幾らか。答弁としまして、議会議員の期末手当は年間18万円の増額、町長、副町長及び教育長の期末手当は年間11万6,000円の増額、職員の給料は年間174万1,000円の増額、職員の勤勉手当は年間330万9,000円の増額、職員の住居手当は年間59万7,000円の減額を見込んでいます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

これより、順次、委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第60号の質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○5番(内田 保君)

それでは、議案第60号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

第1の反対の理由は、議員の期末手当を引き上げる条例上の根拠はあるかという問題です。条例上の根拠はなく、違法の可能性がある支給ではないかという問題です。

特別職の引き上げ支給に関する提案理由の説明としては、8月の人事院の給与勧告による一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を0.05カ月分を改正するとのことでした。

これは、一般職は民間の支給状況を踏まえ、勤務状況に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分することとしております。つまり、一般職の引き上げ支給の根拠は、町職員の給与に関する条例第2条という勤勉手当の条項を改めることが影響しています。

他方、常勤特別職である町長、副町長、教育長に対しては、町の条例において勤勉手当を支給することとしていません。この点は議会議員も同様です。町特別職職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第2条及び町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例6条において、期末手当を支給するとしているのみです。

人事院は、一般職の勤勉手当の引き上げを行うように勧告しております。常勤特別職や議会議員の期末手当を引き上げようとする条例改正案は、一般職の勤勉手当の引き上げ勧告に便乗したものと云わざるを得ません。

地方自治法の204条では、これを改めるために、第3項で給与手当及び旅費の額については、その支給方法は条例で定めなければならない。これについて、例えば京都の大山崎町の特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例を改正しております。2条、6条において勤勉手当条項をつくっているんです。したがって、南知多町の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例や議員条例は、勤勉手当を支給できるように改正提案をすることも可能です。

本来は、南知多町の報酬審議会を年1回開き、町長を初めとする報酬の妥当性をチェックすべきなのに、それを開かれていません。武豊町は2年に1回、半田市は毎年、愛知県も毎年開き、市長、町長、議員等の報酬の妥当性を町民、市民の視点から見直して

います。

こういった議論を怠ったまま、常勤特別職の勤勉手当ではなく、期末手当を引き上げようとするのは、条例上の明確な根拠に基づかないものです。総務省からの特別職の人事院勧告にかかわる通知が来ているそうでありますが、南知多町の条例上において合理性のない通知であり、支給根拠がないと言ってもいいのではないのでしょうか。

第2に、私たち議員が報酬をもらう額の南知多町民の信頼や負託に応えるような議会をしているかという問題です。また、議員になろうとしているかという問題です。

私は、まだまだ不十分と言わざるを得ません。報酬改定の問題は、議員として、町民から選ばれた一部の奉仕者ではなく、全体の奉仕者として私たち議員がその職責をみずから問うべき絶好の機会です。

議員必携には、議会の持つ2つの使命として、政策決定への責任と行財政運営に関する当局への批判、監視ができていくかという視点を強調しています。重大な指摘事項があるはずなのに、異議なし、異議なしで済ませたりするようでは、住民の信頼は得られないとしています。

私は、議員報酬改定額18万円は、今後予想される厳しい町財政財源や会計年度任用職員への適正な給与の財源にするためにも節約すべきと考えます。

終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

次に、賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第60号の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○5番(内田 保君)

では、議案第61号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

第1に、特別職の報酬を人勧に基づき上げるための条例上の根拠が、さきの議員の条例でも述べたように、明確ではありません。勤勉手当条項は、やはりこの条例にはありません。根拠は明確ではありません。支出は認められません。

第2に、さきに触れられた南知多町の特別職の給与改定は、町民の適性チェックを経ることが重要です。そのために特別職報酬審議会があるのに、私が議員になってから3年は開かれておりません。町長、副町長、教育長の給料、議員の報酬額が適性かどうかは報酬審議会に任されています。それでなくては客観的判断を示すことなく、町長の判断で勝手に幾らでも引き上げたり、下げたりすることになります。給料を上げたり下げたりするときだけに開くのではなく、常設化すべきです。

今回の期末手当の引き上げも、本来はこの報酬審議会でなされるべきではないでしょうか。よって、特別職をチェックする報酬審議会を経ない引き上げは賛成できかねます。

南知多町長の給与は、平成30年の月額77万1,000円です。名古屋市長は50万円です。高浜市長も72万800円です。大治町長は74万2,500円です。逆に、美浜町長は80万5,000円です。南知多町の副町長は60万3,000円で、美浜町の副町長は63万円です。審議会の対象として、少なくとも議論をすべきです。

しかし、今後の財政状況の厳しさを強調するならば、特別職みずからの支出を節約すべきと考えます。よって、特別職3役、11万6,000円の引き上げの提案は認められません。

反対理由をもって、これで終わります。ありがとうございました。

○議長(藤井満久君)

次に、賛成の討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第61号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○5番(内田 保君)

それでは、議案第62号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

人勤に基づく給与平均0.1カ月引き上げ、勤勉手当0.05カ月引き上げは、役場の職員の皆さんへは、当然、生活の安定化や消費税増税からの生活防衛のため賛成するものがあります。むしろ、若い職員の給与には、職員のモチベーションを上げるためにも引き上げるべきと考えます。

しかし、この給与条例には住居手当引き下げという爆弾が一緒になっていますので、これは認められません。住居手当引き下げ提案がされているわけですが、36名中28名が500円から2,000円下がり、2名が据え置き、そして6人が500円から1,000円上がるそうであります。

南知多町の当局にお聞きすると、南知多町在住は9人だそうで、そのうち7人の職員が引き下がってしまうそうです。また、美浜町在住は12名で、全員が引き下げられるということです。全体として約60万円の削減です。5万9,000円以上か未満かが基準点ですが、家賃が6万円以上の住宅は、この南知多町、美浜町では少ないのではないのでしょうか。約500円から1,000円ぐらいの幅の美浜町、南知多町在住の職員は、災害時には、まず早期に駆けつけるための対応者です。その意味からも、引き下げるのではな

く、現状維持、据え置くことで頑張ってもらふ措置を南知多町が独自に努力すべきであると考えます。

以上、役場職員にメリットがない住居手当引き下げを伴う本条例改正には、断固反対いたします。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

次に、賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第62号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第63号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第5、議案第63号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第63号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第63号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第64号 令和元年度南知多町一般会計補正予算(第3号)

○議長(藤井満久君)

日程第6、議案第64号 令和元年度南知多町一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(石垣菊蔵君)

ただいま上程されました議案第64号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る9日に開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次各課ごとに関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主な概要を申し上げます。

福祉課関係について。

質疑として、障害児通所給付費等のうち、放課後等デイサービスの対象者とその内容は何か。また、給付費がふえた理由は何か。答弁としまして、小学校から高校までの障

がい児に対する放課後等における生活能力向上の訓練や居場所づくりを提供するものです。また、給付費のふえた理由は、事業所への利用日数が増加したものです。

次の質疑としまして、放課後等デイサービスの利用者は何人いるか。答弁としまして、令和元年8月の実利用人員は12人です。

次に、環境課関係について。

質疑としまして、知多南部衛生組合分担金の154万8,000円における南知多町と美浜町の割合はどれだけか。答弁としまして、ごみ処理、し尿処理、火葬場などでそれぞれ異なりますが、全体では南知多町が52.127%、美浜町が47.873%です。

次の質疑としまして、美浜町より割合が高いのに、補正額が少ないのはなぜか。答弁としまして、今回減額となる主な事業は、火葬場整備事業であり、分担率が均等割と人口割で計算されるため、南知多町は58万7,000円、美浜町は96万1,000円となっています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

次に、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第64号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

建設課関係について。

質疑としまして、更新前の車両の使用年数と走行距離はどれくらいだったか。答弁としまして、使用年数は15年10カ月、走行距離は11万5,000キロです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○5番(内田 保君)

それでは、議案第64号 令和元年度南知多町一般会計補正予算(第3号)について、反対の立場から討論をいたします。

今回の補正予算は、人事院勧告を根拠に、町長、副町長、教育長の特別職の給与、議員の報酬改定のための補正予算29万6,000円が計上されており、認められません。

さきに討論したように、今までどおりの慣例に従った引き上げ提案にせず、特別職報酬等審議会の審議を経て、客観的な特別職としての干渉を受けた上での必要な引き上げ提案をして予算化すべきと考えます。

私が地域で町民の声をよく聞くのは、町長をはじめ、特別職等は、高い給料をもらっているのに何をしてるのかと。町民の率直な気持ちだと思います。町長やほかの特別職の皆さんからも反論があるとは思いますが、町長が今後、財政支出の削減等を強調していくつもりならば、南知多町のトップの姿勢は、町民からはしっかり注目されております。町民の厳しい視線をしっかり受けとめ、町政運営を目指していくためには、私は河村市長の愛知県トリエンナーレの考えは賛同できませんが、パフォーマンスであっても、みずから月給50万円、年収600万円の給与で、既に何年も名古屋市政に責任を持つようとしている河村市長の姿勢は見習うべきではないでしょうか。南知多町特別職のための補正予算29万6,000円も節約すべきと考えます。終わります。

○議長(藤井満久君)

次に、賛成の討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終了します。

これより議案第64号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第65号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤井満久君）

日程第7、議案第65号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第65号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、オンライン資格確認等システム改修を行うことにより、何が変わるのか。答弁としまして、国民健康保険及び社会保険等の資格情報を一元管理することができるようになり、医療機関や薬局での受診時等にオンラインで資格確認が可能となります。また、保険証のかわりに個人番号カードでの受診も可能となります。

次の質疑としまして、オンライン資格確認等が行われた場合の町のメリットは何か。答弁としまして、国民健康保険から社会保険へ保険が切りかわった場合など、資格のない保険証での受診が防止でき、医療費の請求誤りが減少します。また、それらに係る事務が軽減されます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第65号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第66号 令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(藤井満久君)

日程第8、議案第66号 令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(石垣菊蔵君)

ただいま上程されました議案第66号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、地域包括支援センターの町職員数が1名減となったのはなぜか。また、4名体制での現状はどうか。答弁としまして、当初予算では、係長以下5名の配置を見込んでいましたが、保健師1名が欠員となっていることもあり、人事異動の結果、4名となりました。業務においては大変厳しい状況ではありますが、課内の連携・協力体制が常時とれるように努めています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(藤井満久君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第66号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第67号 令和元年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(藤井満久君)

日程第9、議案第67号 令和元年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長(鈴木浩二君)

ただいま上程されました議案第67号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(藤井満久君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第67号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 請願第5号 「愛知県に国民健康保険への県補助金廃止を撤回し、復活を求める意見書」の採択を求める請願

○議長（藤井満久君）

日程第10、請願第5号 「愛知県に国民健康保険への県補助金廃止を撤回し、復活を求める意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました請願第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

請願に対して、各委員に意見を求めました。

意見としまして、県が責任を持つ国民健康保険事業ということで、町に対してしっかりとした前回までやっていた補助金の復活について、大いに町として声を上げるべきだと思っているという意見でした。

慎重審査の上、採決の結果、挙手少数でありました。よって、本請願は不採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から賛成討論の通告があります。討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、請願第5号「愛知県に国民健康保険への県補助金廃止を撤回し、復活を求める意見書」の採択を求める請願について、請願者に賛成の立場から討論いたします。

今の南知多町の国保会計の実態は、非常に厳しい状況です。平成31年の1人当たりの調定額は12万3,354円、1世帯当たりの調定額は23万9,250円です。既に平成30年度に3,500万円の愛知県からの借り入れと、本年決算見込みでも1,700万円の赤字会計であることが報告されております。

町長は、12月11日の国保運営協議会の挨拶で、県統一となって、南知多町としては苦しい立場に追い込まれているとも挨拶されております。あらゆる財政的工面を工夫することは喫緊の課題となっております。

既に標準保険税率が示され、現役40歳代、夫婦子ども2人世帯のモデルケースでは、令和2年には収入世帯別総額1万円から最大で7万円も引き上げる算定となっております。

国保制度は、全ての国民が国民的、公的医療保険に加入する、いわゆる国民皆保険制度の基礎となる制度です。創設当初は農林水産業や自営業のための医療保険という位置づけでしたが、産業構造の変化により、社会保険、さまざまな共済組合等の割合が少しずつ少なくなり、国民保険への加入が増加しています。さらに近年の景気低迷や急速な高齢化などに伴い、低所得者や無所得者や高齢者の割合が高いという構成に変化してきて、これも南知多もそのとおりでございます。

国保は社会保険加入者及び生活保護者以外の全ての人を加入者とするために、医療保

険の中でも最後のセーフティーネットという役割を担うようになっていきます。しかし、社会保険等に比べ、加入者の年齢構成が高い一方で所得水準が低く、保険税負担能力が弱い加入者の割合が高くなっているため、安定的な税収入が確保できなくなっております。南知多町もしかりです。

愛知県が補助金を支援しないのは、日本で第2位の財政力を持つ県としてあり得ません。南知多町として、県に対して既に実施していた補助金の復活を要望するのは当然であり、県統一の保険制度に対する責任団体として、愛知県はその責任を果たす必要があると考えます。

請願者の南知多町議会としての意見書採択に向けての願いは、至極当たり前の話であり、南知多町国保財政を救う一方法でもあります。多くの議員諸氏の賛同をお願いして、賛成討論といたします。終わります。

○議長（藤井満久君）

次に、反対の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第5号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

日程第11 発議第68号 交通事故の根絶についての決議書

○議長（藤井満久君）

日程第11、発議第68号 交通事故の根絶についての決議についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、鈴木浩二議員。

○2番（鈴木浩二君）

発議第68号 交通事故の根絶についての決議について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元に配付されています決議書をもって、提案理由の説明にかえさせていただきます。

一瞬にしてとうとい命を奪い、平和な暮らしを脅かす交通死亡事故をなくし、安全で安心して暮らすことができる社会を実現することは、全ての町民の切なる願いである。

しかしながら、本町では、令和元年5月13日に単独の交通死亡事故が発生し、1,034日続いた死亡事故無事故記録は途切れることとなった。

また、愛知県においては、経済社会情勢や交通情勢の変化に対応したさまざまな交通安全対策を懸命に実施してきたことにより、昨年の交通事故死者数が1950年以来、68年ぶりに200人を下回ったものの、依然として全国ワースト1位の不名誉な記録が続いており、極めて憂慮すべき事態となっている。

交通死亡事故をなくすためには、町民一人一人の交通安全意識の向上を図ることはもとより、近年、子どもが犠牲になる事故や高齢運転者による事故が相次いでいることを踏まえ、子どもの安全対策や高齢者の安全運転を支える対策など、急速な少子高齢化社会の進展に対応した、より実効性のある交通安全対策をさらに強力に推進することが必要である。

よって、本町議会は、町民の安全で安心して暮らしを守る立場から、改めて交通安全意識の徹底を喚起するとともに、町を初め、警察や関係機関・団体と緊密な連携を図り、町民と一丸となって交通死亡事故の根絶に取り組むものである。

以上、決議する。

なお、提案者は私、鈴木浩二、賛成者は石黒充明議員をはじめ10名であります。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第68号の件を起立によって採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

全員賛成であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 閉会中の継続審査(調査)について

○議長(藤井満久君)

日程第12、閉会中の継続審査(調査)についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から、所管事項について閉会中の継続審査(調査)の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに決定いたしました。

○議長(藤井満久君)

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和元年第6回南知多町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

[閉会 10時15分]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 藤 井 満 久

署 名 議 員 片 山 陽 市

署 名 議 員 小 嶋 完 作